

Weekly M&A Review

2009年8月14日号(#18)

株式会社ESリサーチ



enterprise solution
entrepreneur spirit

M&A、ファイナンスおよび関連制度に関する最新情報をお送りします。

■ 【特集】 マニフェストとファイナンス 3
■ 【マニフェスト比較】 ファイナンス(大企業向け／中小企業向け金融) 4
■ 【マニフェスト比較】 ベンチャー支援 5
■ 【マニフェスト比較】 マーケット・金融関連法規 6
■ 【マニフェスト比較】 会計・税務(法人・金融関連) 7
ディスクレイマー 8

【特集】 マニフェストとファイナンス

- ✓ 去る7月21日午後の本会議にて、衆議院が解散。
総選挙は8月18日に公示、8月30日に投開票が行われる予定。
- ✓ 一時期7,000円台まで低迷していた日経平均も、総選挙の影響か10,500円まで回復。
総選挙後の株価がどのような動きをしていくかが注目される。
- ✓ 株価に(多かれ少なかれ)影響を与えるだろう政権与党の経済施策。
今回は、自民党と民主党のマニフェスト(注)をもとに、両党が経済施策(ファイナンス関連を中心に)についてどのような内容をコミットしているかを比較した。

本レポートにおける比較項目

- ファイナンス(大企業向け／中小企業向け金融)
- ベンチャー支援
- マーケット・金融関連法規
- 会計・税務(法人・金融関連)

(注)本レポートでいう「マニフェスト」とは、自民党が2009年8月1日に発表した「自民党政策BANK」および8月9日に発表した「重点施策2009」、民主党が2009年7月27日に発表した「民主党政策集INDEX2009」および2009年7月29日に発表した「民主党の政権政策Manifesto2009」を指す。

(注)本レポートは特定政党の政策を支持するものではありません。

【マニフェスト比較】 ファイナンス(大企業向け／中小企業向け金融)

➤ 両党の施策

(自民党)

①大企業向け

- ・既存の日本政策金融公庫の危機対応業務(長期資金貸付、保証、CP買取)のほか、日本政策投資銀行に対する政府からの追加出資を3年間可能とする。
- ・銀行が保有する株式を取得する「銀行等保有株式取得機構」の活用を図る。

②中小企業向け

- ・既存の30兆円規模の緊急信用保証枠、17兆円規模のセーフティネット貸付枠のほか、中小企業への貸し渋りの監視等を行い、安定的な中小企業向け資金供給を図る。
- ・中小企業再生支援協議会等の体制整備により、中小企業の事業再生・再編を推進。

(民主党)

- ・政府系金融機関の中小企業向け融資について、個人保証を撤廃。
- ・金融機関に対して地域への寄与度や中小企業に対する融資状況などの公開を義務付ける「地域金融円滑化法」を制定。
 - －中小企業向け融資について、金融機関への指導監督を強化。
- ・債務者のリスケジュールなど条件緩和を実施する金融機関への支援の実施。
 - －利払いが行われている限りは、不良債権に分類しない。
- ・セーフティネット信用保証の対象業種を中小企業庁関連の全900業種(創業3年以上)に拡大。
- ・「特別信用保証」(注)の復活。
(注)いわゆる「中小企業金融安定化特別保証制度」。1998年に創設された、総額30兆円の期限付き信用保証制度。信用保証協会の審査を必要としたが、条件が緩かったため事実上無審査であったといわれる。

➤ ショート・コメント

自民党は、従来の施策の踏襲という印象であるが、中小企業再生支援協議会(いわゆる再生協)の体制整備を謳っている。民主党は、大企業向け金融については、具体的な施策はないものの、中小企業向けとしては、不良債権要件の緩和、「特別信用保証制度」の復活を謳うなど、独自の施策を打ち出している印象。

【マニフェスト比較】ベンチャー支援

➤ 両党の施策

(自民党)

- ・既存の施策として「エンジェル税制」に所得控除制度を導入したほか、補助金・税制特例・政策金融・販路開拓・専門家によるアドバイスなどにより支援。
- ・海外進出を行う中小企業については、販路開拓や生産拠点の立ち上げ等を支援。また政府系金融機関による融資制度の拡充を行う。

(民主党)

- ・ベンチャー企業の立ち上げを容易にすると同時に、中小ハイテク・ベンチャー企業への補助金制度(日本版SBIR/STTR制度^(注))を導入。
- ・ベンチャー企業への投資額の一定割合を税額控除できる制度の導入。
- ・エンジェルネットワークの設立・運営を支援。
- ・スピンアウト(リストラクチャリング関連)への特別融資枠の設定。

(注)日本版SBIR制度/STTR制度:Small Business Innovation Research(中小企業技術革新制度)/Small Business Technology Transfer(中小企業技術移転制度)。いずれも中小ハイテク・ベンチャー企業への補助金制度。

- ・中小企業の海外進出支援(販路拡大、人脈紹介など)

➤ ショート・コメント

大手・中小ベンチャーキャピタルの業績が悪化し、リスクマネーの供給が細るなかでの両党の施策。

ベンチャー投資に関する税制優遇、海外進出支援などの項目は共通。

日本版SBIR/STTRの導入を謳う点では民主党に独自性あり。民主党はスピンアウトへの特別融資枠に言及しており、リストラクチャリングの一環としての事業部門切出し(MBO含む)を支援する姿勢が見受けられる。

【マニフェスト比較】 マーケット・金融関連法規

➤ 両党の施策

(自民党)

—(マニフェスト内には特段見受けられず)

(民主党)

- 日本版FSA(金融商品取引監視委員会)を創設。市場を健全化させることにより、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させる。
- 金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護規制の整備を図る。
- 「公開会社法」を制定し、情報開示や会計監査を強化、コーポレートガバナンスの強化を図る。
- サービサー法の改正、禁止される取り立て行為の明示化および罰則の強化。
- ①債権回収にあたって債務者の事業継続、保証人の資力等に留意。②保証人に対する債権譲渡等の通知義務を明定③全体的な罰則引き上げ

➤ コメント

民主党はマーケット監視機能の強化を打ち出す。また、会社法の特別法(?)として、「公開会社法」を制定、ガバナンスのさらなる強化を行うとしている。

両党とも具体的な株価対策、本邦におけるM&Aの活性化(ただし事業承継・スピンアウトなどのぞく)への言及がないのが寂しい印象。

【マニフェスト比較】 会計・税務(法人・金融関連)

➤ 両党の施策

(自民党)

- ・金融所得課税の一本化を更に推進。
- ・法人実効税率の引き下げを検討。

(民主党)

- ・租税特別措置法および法人税率の見直し。
- ・欠損金の繰戻還付制度の復活。
- ・中小企業の法人税率を11%に引き下げ。
- ・1人オーナー会社(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置を廃止。
- ・金融所得は分離課税としたうえで、損益通算の範囲を拡大。
- ・証券税制の軽減税率は当面維持。
- ・「公会計法」を制定し、政府系機関の一般会計、特別会計について、発生主義・複式簿記による財務書類の作成、ディスクロージャーを法定化する。

➤ コメント

中小法人等の法人税率については、2009年度税制改正により22%から18%に引き下げ(注1)られているが、民主党はこれをさらに11%まで引き下げるものとしている。

また、欠損金の繰戻還付制度(注2)の復活も謳っている。

(注1)2009年4月1日から2011年3月31日までの各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する部分が対象。

(注2)2009年度税制改正により、中小企業については不適用措置が解除されている。

ディスクレイマーおよびお問い合わせ先

- このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。
- 会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。
- 本レポートの利用すること、またはその情報に依存する上で、直接、間接、状況による場合、特殊または結果的に発生する損失、ダメージ、コスト、クレーム、要請などに対し、株式会社ESリサーチは一切の責任を負いません。
- 当レポート上で紹介されている第三者のウェブサイトに関しては、株式会社ESリサーチはその情報の内容についてコントロールする立場にありません。また、一切の責任を負いません。第三者のウェブサイトの利用を推奨するものではありません。
- 記載された意見や予測等は作成時点のものであり、株式会社ESリサーチはその正確性及び完全性を一切保証いたしません。
- 本レポート記載の事項は今後予告なく変更されることがあります。
- 当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社ESリサーチに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送は禁じられています。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社ESリサーチ 公認会計士 高桑 昌也

Tel:03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp